果的に行うため必要があると認められる場合において、当該災害が発生した場合における密接関連道路の維持の方法に関する事項等について定めた道路啓開計画を作成することとした。（第二二条の三及び第二八条の二関係）

4　国土交通大臣による都道府県又は市町村が管理する道路の代行制度の拡充

㈠　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村からの要請に基づいて、道路の附属物である自動車駐車場について、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案して、災害復旧に関する工事等の実施のために必要な管理を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことができることとした。（第一七条第七項関係）

㈡　国土交通大臣は、都道府県又は市町村からの要請に基づいて、重要物流道路等と交通上密接に関連する防災拠点自動車駐車場について、その管理の実施体制等を勘案して、新設及び改築等を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことができることとした。（第四八条の二九の五関係）

5　災害応急対策に資する施設等に係る道路への占用許可基準の緩和

道路管理者は、道路の附属物である自動車駐車場の合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められる災害応急対策に資する施設等であって、災害が発生した場合において防災拠点自動車駐車場その他の場所へ移動させることができるものについて、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでない場合であっても、道路の占用の許可を与えることができることとした。（第三三条第二項関係）

6　道路脱炭素化基本方針の策定

国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項等について定めた道路の脱炭素化の推進に関する基本的な方針（以下「道路脱炭素化基本方針」という。）を定めることとした。（第四八条の六六関係）

7　道路脱炭素化推進計画の策定

㈠　道路管理者は、道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路の脱炭素化の推進に関し、その管理する道路の脱炭素化の目標等について定めた計画（以下「道路脱炭素化推進計画」という。）を作成することができることとした。（第四八条の六七関係）

㈡　道路管理者は、道路の脱炭素化に資する施設等として政令で定めるものであって道路の交通に支障を及ぼすおそれが少ないものとして政令で定める場所に設けられるもの（道路脱炭素化推進計画においてその設置に関する事項が定められたものに限る。）について、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでない場合であっても、道路の占用の許可を与えることができることとした。（第三三条第二項関係）

二　道路整備特別措置法の一部改正関係

国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方道路公社からの要請に基づいて、地方道路公社が管理する道路（以下「公社管理道路」という。）について、当該地方道路公社における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案して、公社管理道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）及び災害復旧に関する工事であって、高度の技術等を要するものを当該地方道路公社に代わって自ら行うことができることとした。（第三二条の二関係）

三　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正関係

国は、都道府県又は市町村が道路の占用の許可を受けて一の5の災害応急対策に資する施設等を設置しようとする者に対し、その設置に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができることとした。（第一条及び第五条関係）

四　附則

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第一七八号）（外務省）

1　独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、国際協力局等の所掌事務につき所要の改正を行うこととした。（第一条及び第六九条関係）

2　この政令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和七年法律第二一号）の施行の日から施行することとした。

◇道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一七九号）（国土交通省）

一　道路法施行令の一部改正関係

1　国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合において、道路管理者に代わって行う権限を定めるとともに、その場合の技術的読替えを定めることとした。（第一条の七第一項及び第四条の四第一項関係）

2　国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理に係る道路管理者の権限を代行する場合における当該道路の路線名等の告示について定めることとした。（第二条関係）

3　国土交通大臣は、道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の災害復旧等を行う場合において、占用許可等に係る警察署長への協議及び災害対策基本法第七六条の六に基づく災害時における車両の移動の措置等を道路管理者に代わって自ら行うことができることとした。（第四条第一項、第四条の四第一項第五号及び第五条の二第一項第三号関係）

二　道路整備特別措置法施行令の一部改正関係

国土交通大臣が地方道路公社に代わって地方道路公社が管理する道路の災害復旧等に関する工事を行う場合において、道路管理者に代わって行う権限を定めるとともに、その場合の技術的読替えを定めることとした。（第一一条の二及び第一一条の三関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八〇号）（厚生労働省）

1　建築物環境衛生管理技術者試験の受験手数料の額を一万七、九〇〇円とすることとした。（第五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。